

金融商品取引業者等検査マニュアル改正案

(別紙)

現行	改正（案）
II-1-2 態勢編・第一種金融商品取引業者	II-1-2 態勢編・第一種金融商品取引業者
<p>1. 内部管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買管理・審査態勢の整備 ①～⑥(略) <u>(新設)</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>(3) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>1. 内部管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買管理・審査態勢の整備 ①～⑥(略) <u>⑦ インサイダー取引の疑いのある取引が確認された場合、その売買審査結果及び当該顧客に対して措置を講じた場合においては、当該措置の内容を含め、証券監視委及び自主規制機関へ報告を行っているか。</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 利益相反管理態勢の整備</p> <p>① 取締役会等は、金融商品関連業務に係る顧客の利益を不当に害することのないよう、自社内又は金融機関グループ内における利益相反のおそれのある取引を特定・管理するため、当該特定・管理を一元的に行い、かつ、営業部門からの独立性を有した部門等(以下「利益相反管理部門等」という。)を設置し、必要な権限及び責任を付与しているか。</p> <p>② 利益相反管理部門等は、あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定(類型化を含む。)し、新規業務の開始等の際も当該業務について利益相反の観点からの検証を行う態勢を整備しているか。</p> <p>③ 利益相反管理部門等は、例えば以下の方法(複数の方法を組み合わせることを含む。)により、利益相反のおそれのある取引を管理する態勢を整備しているか。</p> <p>イ 利益相反を発生させる可能性のある部門間における情報遮断による部門間の分離</p> <p>ロ 利益相反を発生させる可能性のある取引の条件若しくは方法の変更又は取引の中止</p>

現行	改正（案）
	<p>ハ 利益相反を発生させる可能性のあることの顧客への開示</p> <p>④ 利益相反管理部門等は、上記②③を含め、利益相反のおそれのある取引の特定・管理に関する措置の実施についての方針を策定し、役職員へ周知・徹底を図っているか。また、当該方針の概要是、顧客が認識できるよう適切な方法で公表されているか。</p> <p>⑤ 上記②③の態勢整備及び④の方針策定は、自社又は金融機関グループの業務内容・規模・特性等を勘案した上で行われているか。</p> <p>⑥ 利益相反管理部門等は、利益相反のおそれのある取引の特定・管理に関する記録を適切に保存しているか。</p> <p>⑦ 利益相反管理部門等は、定期的又は隨時に、利益相反のおそれのある取引の特定・管理に関する態勢が適切に機能しているかの見直しを行い、必要に応じて取締役会等に対して改善のための提言等を行っているか。</p>
(4) (略)	(5) (略)
<p>(5) 業務運営状況</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>(6) 業務運営状況</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 証券化商品の販売等に関し、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」を踏まえた態勢が整備され、証券化商品の追跡可能性(トレーサビリティ)の確保に努めているか。</p> <p>⑥ 証券化商品の組成、引受を行っている場合には、原資産のリスク特性を含め商品性等の十分な引受審査が行われるよう努めているか。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(7)～(10) (略)</p>

現行	改正（案）
II-2-2 業務編・第一種金融商品取引業者 <p>1. 営業姿勢等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 弊害防止措置 ①～③ (略) ④ 発行者等に関する非公開情報を親法人等又は子法人等との間で授受していないか(発行者等の書面による同意がある場合を除く。)</p>	II-2-2 業務編・第一種金融商品取引業者 <p>1. 営業姿勢等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 弊害防止措置 ①～③ (略) ④ 発行者等に関する非公開情報を親法人等又は子法人等との間で授受していないか(発行者等の書面による同意がある場合、<u>その他法令により認められている場合を除く。</u>)。また、法人顧客に対してオプトアウト(あらかじめ非公開情報を共有する旨を通知された上で、共有を望まない場合に親法人等又は子法人等への非公開情報の提供の停止を求める)の機会を提供することにより、その親法人等又は子法人等との間で、当該法人顧客に係る非公開情報の授受を行う場合、例えば以下のような措置を講じることにより、当該法人顧客に対して、オプトアウトを行うか否かを判断する機会が適切に提供されているか。 イ オプトアウトの機会を書面等で通知するなど、法人顧客がオプトアウトの機会を明確に認識できる手段の採用 ロ 非公開情報の授受を行う親法人等又は子法人等の範囲、提供先における非公開情報の利用目的など、オプトアウト機会の通知内容が、法人顧客がオプトアウトを行うか否かを判断するのに必要な情報の明示</p>